主な環境保全措置として、オジロワシ等については、生息環境に影響が生じるおそれがあることから、起業者は、必要に応じて、越冬期の工程及び工法に配慮した工事を実施することとしている。エゾハリスゲ等については、生育環境に影響が生じるおそれがあることから、起業者は、必要に応じて、移植を実施することとしている。なお、上記の動植物が、工事による改変箇所及びその周辺の土地において確認された場合は、必要に応じて専門家の指導・助言を受け、必要な環境保全措置を講ずることとしている。

さらに、本件事業が景観に及ぼす影響については、一部の眺望景観に影響が生じることから、起業者は、植栽による修景等の環境保全措置を講ずることとしている。

加えて、本件区間内の土地には、文化財保護法に基づく周知の埋蔵文化財包蔵地が５か所存在するが、このうち１か所については既に発掘調査が完了しており、適切な措置が講じられている。起業者は、今後、残る４か所についても北海道教育委員会と協議の上、必要に応じて発掘調査等を行い、記録保存を含む適切な措置を講ずることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3)　事業計画の合理性

本件事業の構造形式等については、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件区間におけるルートについては、申請案のほか、申請案より山側を通過するルート案及び申請案より海側を通過するルート案の３案により比較・検討されている。申請案は、構造物延長が最も短い上、切土量と盛土量の差が少なく、追加の土の搬入や残土の処分が最小限で済むことから、施工性が最も優れるとともに、事業費が最も廉価であることから、申請案が最も合理的であると認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第３号の要件を充足すると判断される。

4　法第20条第４号の要件への適合性

(1)　事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、現道は、道路構造令に規定する除雪を勘案した路肩等の幅員を確保できていない区間が存在することから、正面衝突型の交通事故が複数発生しているほか、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を通過しており、災害リスクが非常に高い状況である。

本件事業の完成により、日高地域と道央地域を結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成され、物流の効率化に寄与するとともに、道路構造令等の規格に適合し、海岸段丘部及び津波浸水想定区域を回避した自動車専用道路が整備され、自然災害発生時の現道の機能を代替することで、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することから、本件事業を早期に施行する必要があると認められる。

また、本路線の沿線自治体の長からなる北海道日高総合開発期成会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

したがって、本件事業を早期に施行する公益上の必要性は高いものと認められる。

(2)　起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

3(3)で述べたように、本件事業の事業計画については、合理的であると認められることから、起業地の範囲は、公益性を発揮するために必要かつ最小限の範囲であることが認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられており、使用の範囲はない。

したがって、本件事業の起業地の範囲及び収用又は使用の範囲の別については、合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものと認められるため、法第20条第４号の要件を充足すると判断される。

5　結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第５　法第26条の２第２項の規定による図面の縦覧場所　北海道新冠郡新冠町役場

○国土交通省告示第四百二十二号

秋田空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があったので、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十六条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和八年三月二十七日

国土交通大臣　金子　恭之

一　設置者の氏名及び住所

二　(2)(1)　指向信号灯以外の飛行場灯火　秋田県　秋田県秋田市山王四丁目一番一号

三　航空灯火の種類及び名称　飛行場灯火　秋田空港照明施設

四　航空灯火の位置及び所在地　秋田空港内及びその周辺　秋田県秋田市

五　変更した事項に係る施設の供用開始の予定期日　令和八年三月三十日

六　変更した事項

次の表により、変更前欄に掲げる事項の傍線を付した部分をこれに対応する変更後欄に掲げる事項の傍線を付した部分のように変更する。

変更後			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
過走帯灯	発光ダイオード、航空赤の不動光	最大七百カンデラ	過走帯の末端
（略）			

変更前			
四　灯質、光度、配置その他航空灯火の性能に関する重要事項			
航空灯火	灯質	光度	配置等
（略）			
過走帯灯	白熱電灯、航空赤の不動光	最大千カンデラ	過走帯の末端
（略）			